

○龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であること。
- (2) 第9条第1項の規定により、指定を取り消された場合において、当該取消の日から2年を経過しているものであること。
- (3) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、当該暴力団と社会通念上非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
  - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 本市と連携して本市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれを類するものとして市長が認める活動実績を有すること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をした場合は、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定をしなかった場合は、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間）

第4条 前条第1項に規定する指定の有効期間は、当該指定の日が属する年度の翌年度末までとする。ただし、有効期間満了までに第6条第1項に規定する業務の廃止の届出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この指定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（名称等の変更）

第5条 支援法人は、法第23条第3項の規定による変更の届出は、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、業務の内容を変更しようとするときは、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、業務を廃止したときは、直ちに龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により支援法人が前条の規定による命令に違反したとき、第3条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、龍ヶ崎市空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。